

所得税法 69 条の理論的検討と損益通算制度の再構成

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

要旨：本論文は、分類所得税と総合所得税をつなぐツールとしての損益通算が機能不全に陥っていることに着目し、損益通算を構成する所得課税および支出控除の両側面から問題点を抽出し、それを解決することによって損益通算の機能を回復させ、新しい損益通算制度の枠組みを提唱するものである。

現行所得税は、分類所得税と総合所得税という異なる所得類型が併有しているため、損益通算が必要不可欠であり、またそれはわが国の所得税にとって基幹的存在であるといえよう。それにもかかわらず、現行の損益通算は形骸化している。

そこで、本論文では、課税側面および控除側面の両側面において、雑所得が損益通算の機能を回復させる重要な所得であるとの発想に基づき、新しい損益通算の枠組みとして、雑所得のマイナスの損失を他のプラスの所得と通算することができる立法的改正を行った。

キーワード：損益通算、所得類型、所得課税、支出控除、雑所得

1 はじめに

1-1 序

本論文は、分類所得税と総合所得税をつなぐツールとしての損益通算が機能不全に陥っていることに着目し、その調整役として、新しい損益通算制度の枠組みを提唱するものである。

具体的には、損益通算を理論からアプローチし、総合所得税および分類所得税をつなぐ実質的な損益通算を実現することを目的として立法改正を行う。

そもそも損益通算¹は、分類された所得をまとめるという機能的側面をもち、それ自体に法的解釈が入る余地はない。損益通算を抜本的に改正し、制度の機能性を回復させるためには、損益通算を構成する課税側面および控除側面の改正が必要であると思われる。

そこで損益通算を実質的かつ機能的な制度とするために、以下では、課税側面と控除側面の両側面からアプローチし、その上で、損益通算制度を論じることとする。

1-2 所得税の類型

所得税制度は、大別して分類所得税 (scheduler income tax system) と総合所得税 (over-all income tax system) に分かれる。

分類所得税は、所得を源泉ないし性質に応じていくつかの種類に分類し、各所得ごとに別々に課税する制度である。分類所得税が所得を分類し、それぞれ異なる計算方法を設けているのは、一般的に所得によって、源泉に応じた担税力の質的差異があると考えられているからである。

他方、総合所得税は、個人の納税義務者に帰属する各種所得を合算して、総合的な担税力を把握し、一本の累進税率を適用する制度であることから、各人の総合的な所得の大きさに源泉を考慮しない担税力の大きさを求めることができる。

このことから、分類所得税が個人の所得稼得の発生源源泉、すなわち所得の源泉に応じた質的差異に着目しているのに対し、総合所得税は、個人の所得総額、すなわち源泉を考慮しない担税力の大きさに担税力を求めるものであるといえる。

わが国の所得税制度は、最終的に所得をまとめ一本の税率表を適用していることから総合所得税であるが、しかし筆者は、分類所得税が総合所得税の補完的役割を担っているとは考えないし、また所得類型が対立的な関係にあるとも考えない。

総合所得税と分類所得税は、その制度およびしくみにおいて、一見、対立的であるかのように思われるが

決してそうではなく、所得税制度の構築において分類所得税と総合所得税は並立²し、両制度によって量と質の担税力の両側面から課税の公平を図ろうとするものである³。このことは、個人の納税義務者の精緻な担税力を示す制度になっていると考えることができる。そして、所得類型の並立は、所得税制度において相反する担税力を織りなす、いわば縦糸と横糸の関係をなしているといえよう。

1-3 所得合算の必要性

分類所得税は各種所得の計算ごとに異なる課税標準を算出するのに対し、総合所得税はひとつの課税標準を算出するという、基本的に相反する性質を持つことから、これら制度は基本的に所得を別の観点からアプローチしている。この2つの制度において各種所得の金額の計算上、所得源泉ないし所得の性質ごとに分類されている各種所得に一本の税率表を適用するためには、算出された各種所得（あるいは損失）の金額を合算するためのツール、すなわち「所得合算」が必要となる。ただし、分類された所得をすべて合算すればよいというわけではない。所得を合算する場合、分類所得税のメリットである「担税力の質的差異」を過度に打ち消すことなく、しかしなお総合所得税として担税力の大きさを求めなければならない⁴。すなわち、所得合算は相反する所得税制度を並立させ、それぞれの制度が打ち出す担税力を生かすための、いわば「つなぎ役」としての重要な役割を担っている。それは所得合算が、源泉を考慮しない担税力の大きさと担税力の質的差異の調整を行う役割も担っている現行制度の基幹的存在であることを示していることにほかならない。そのためには担税力の相違（質と量）を相殺することなく所得を合算するにあたって「その算定の適正、公平を期するために、ある特定の所得に損失が生じた場合は、その損失を一定の方法に従って他の所得と損益の通算をし（下線、越智）⁵」、調整を行う必要がある。

「損益通算」とは、プラスの所得金額に対して、マイナスの損失金額の控除を認めるものであり、これらを通算して総所得金額を算出するものである。したがって、現行制度のように総合所得税を採用してなお、分類所得税の要素を残している場合、「損益通算」の存在が必要不可欠であるといえよう⁶。

1-4 損益通算制度の現状と問題点

このように、損益通算（所得税法 69 条（以下、「所法」という）は現行所得税制度において重要な位置

を占めており、分類所得税と総合所得税をつなぐ役割をしているが、しかし所得金額の計算上、不動産所得、事業所得、山林所得、および譲渡所得以外の所得のマイナスの損失は損益通算の対象となっていない。このことから2つの問題点が浮かび上がろう。

第一は、不動産所得、事業所得、山林所得、および譲渡所得以外の所得からはマイナスの損失が発生しないという、計算構造に問題があることである。

第二は、仮に所得の計算上、マイナスの損失が発生したとしても、それを他のプラスの所得と通算できないという、損益通算に問題があることである。

実体法としての損益通算は、発生源泉に応じた担税力の質的差異の調整を損なうことなく所得税額に反映させている一方で、その担税力調整に偏りが生じており、それは完全に実現されているとは言い難い。これは、損益通算が各種所得をまとめて、ひとつの所得を算出するにあたり、すべての所得を相殺していないことにほかならない。つまり現行制度は、損益通算においてマイナスの損失の控除を制限しており⁷、むしろ分類所得税に近い制度となっているといわざるをえず、分類所得税と総合所得税をつなぐ役割をしているとはいえない。

加えて、損益通算における問題点は、必ずしも損失を控除する側面（損失の発生要因、計算方法、および金額等）に限られず、課税側面にも問題があると考えられる。なぜなら、課税側面と控除側面は表裏一体であり、マイナスの損失が生じると考えられる性質の所得とそうでない性質の所得があり⁸、この所得の性質および計算方法が損失控除、ひいては損益通算に影響を及ぼすからである。

2 損益通算を構成する各側面の立法論的検討

2-1 損益通算の課税側面

拙稿「包括的所得に関する新たな試み－雑所得を中心とした所得構成論－」⁹では、所得分類において他の所得と性質を異にする雑所得が、「所得分類においてどのような位置づけを示し、また役割を担っているか」について、他の所得との関係および所得構成について論じた。

論文では、雑所得が、通説で他のいずれにも該当しない所得の受け皿として、消極的な意義を持つ所得であることを否定し、雑所得を除く各種所得は、その発生源泉および性質が確定されるものであり、まず雑所得をベースとして各種所得を確定し、そしてそこに該当しない所得が雑所得に残ることになるとの位置づけ

を行った。すわなち、雑所得は、分類してなお残された所得を包括的に把握するため、分類所得税から創設された所得分類ではなく、いわば総合所得税の立場から要請された所得である。そのため論文では、雑所得を「分類なき分類所得」として、他の所得と分類方法が異なると提唱した。つまり、雑所得こそが各種所得を分類する前の包括的な所得と考えることができ、このことから、雑所得は種々雑多な所得の寄せ集めでも、各種所得に該当しなかった所得のバスケット・カテゴリーでもなく、それこそが所得を包括的にとらえているベースの所得、すなわち「包括的所得の母体」と考えられる。ゆえに雑所得は、分類所得税および総合所得税が両立するわが国の所得税制度において、分類所得税から総合所得税につなげるために必要不可欠な存在（分類所得）であり、重要な役割を担っていると考えられる。

2-2 損益通算の控除側面

上記、損益通算の課税側面での検討結果を受けて、拙稿「雑所得の損失に関する控除可能性の検討」¹⁰では、まず包括的所得であると積極的に位置づけた雑所得を出発点とし、そもそも雑所得の損失を生じさせないしくみ（制度）とその規定に問題があるということに着目し、雑所得の損失を生じさせるための立法論的検討を行った。

論文では、雑所得の支出控除側面において、雑所得の支出をひとまとめにすることが妥当かという問題と、支出側面を制限することが妥当かという問題を取り上げ、雑所得の必要経費が収入金額を超えて認められていないことについて批判し、支出控除を精緻化する必要があることについて述べた。そして、雑所得の支出は必ずしも家事関連費的な要素に限られず、事業性を有する雑所得の支出に関しては控除すべきであると、所法 51 条 4 項を変更する案と所法 51 条 4 項を 51 条 1 項に統合する案とを示した。

前者の立法論的検討は、事業類似に係る資産損失を事業用資産の損失と同義と考え、その損失を全額必要経費に算入できることとした。他方、趣味に係る資産損失は、現行法のとおり雑所得の金額を限度として控除することができることとした。

後者の立法論的検討は、業務用資産を事業用資産と区別する合理性がないことから業務用資産を事業用資産に統合し、その上で趣味に係る支出と事業類似に係る支出に分類し、損益通算で他の所得金額から控除できる支出は事業類似に係る支出のみとした。

3 所得税法第 69 条の理論的検討

3-1 雑所得のマイナスの損失と損益通算

さて、現行制度には所法 69 条を中心として、解決しなければならない問題がある¹¹。雑所得のマイナスの損失、および業務用資産の損失がそれであり、現行計算規定上、雑所得はマイナスの損失が生じる規定であるにもかかわらず、しかし、雑所得のマイナスの損失は損益通算の対象所得から除外されている。なぜならば、雑所得のマイナスの損失に家事関連費的な要素が混在しているからであり、他の所得と相殺することが課税標準を算出するにあたって、妥当ではないという考え方に基づいている。

各種所得は、包括的所得である雑所得をベースとして、源泉あるいは性質に応じて分離・独立し、各種所得に分類されている。つまり、雑所得は分類所得税の観点から分類された所得ではなく、総合所得税の観点から分類された「分類なき分類」所得であり、各種所得は元来、雑所得であったといえる。そうすると、雑所得は本質的に各種所得の要素をもっており、各種所得と同様に損失またはマイナスの損失を生じる可能性^{12 13}があるのではないかという疑問が生ずる。

そもそも雑所得が、損益通算の対象から排除されたことについて、岩崎教授は 2 つの疑問を持っておられる。

第一に、雑所得の必要経費が家事関連費的な要素を含んでいることについて、雑所得に係る家事関連費ではない費用に損益通算を適用しないをも正当化する合理的な根拠とならない。

第二に、必要経費が収入を上回る場合があまり考えられず、損益通算を存置する実益が少ないことについて、もし仮に雑所得の必要経費が総収入金額を超えることが考えられないのであれば、わざわざ損益通算を排除するまでもないとして、雑所得が損益通算の対象所得から除外されていることに否定的である¹⁴。

なお、高倉氏は「雑所得を損益通算の対象から除外することは、総合所得税の理念を不十分にしか実現していないとの指摘があるが、損益通算の適用を厳格化するためには、バスケット・カテゴリーとされる雑所得の細分化を要することにもなり現実的とはいえないであろう。¹⁵」として、雑所得を損益通算の対象とすることに消極的である。しかしながら筆者は、雑所得を損益通算の対象所得とすることにより、総合所得税の理念の実現とともに、担税力の質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさを実現できるものと考える。むろん、雑所得の支出内容に家事費的要素が含ま

れていることは否定できず、家事費的要素を完全に分離することも排除することも不可能であると思われる。したがって、雑所得の細分化（精緻化）を図り、業務用資産の損失、および雑所得のマイナスの損失を損益通算の対象所得とする必要があると考える¹⁶。

3-2 雑所得の精緻化の必要性

雑所得は、それ自身が包括的な所得であることから、そのマイナスの損失は全額控除されるべきであることに鑑みると、雑所得は所得分類において中心的な位置を占めると考えられる。裏を返せば、雑所得を損益通算の対象所得としない現行の所法 69 条は、損益通算を規定しているとはいえ、それ以前に、所得を包括的にとらえていないことにはかならず、損益通算は形骸化しており、実質上、損益通算が機能していないといわざるを得ない。加えて、雑所得のマイナスの損失を損益通算の対象所得から除外していること自体、総合所得税ではないということになる¹⁷。雑所得が他の所得と性質および計算規定において類似し、また包括的所得における中心的存在であることから、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額から控除する必要があるろう。

この点につき、岡村教授は、

「所得分類の観点から、タックス・シェルターに対して正面から問題を立てると、ある所得種類又は取引から生じた損失を、他の所得種類又は取引から控除できるのはなぜかということになる。一般にいわれるのは、所得獲得のためには危険負担が存在し、危険が損失として現実化することもあるから、損失は事業や投資を行うためのコストであるという理由付けである。そして、もし損失控除を認めなければ、課税は、事業や投資における危険負担についての意思決定に中立ではなくなるといわれる。ここから、第一に、事業や投資に関係のない損失は控除すべきではない、第二に、危険負担のない損失は控除すべきではないということが帰結される。¹⁸」

と述べておられる。

この理論を現行の雑所得に照らしてみると、雑所得は所得獲得のための危険負担が存在しないと考えることができる。それは雑所得がそもそも事業や投資を前提とした所得の獲得を目的としたものではないということであり、それゆえに危険負担が生じない所得獲得のためコストはコストと考えられない。そうであるから、他の所得金額から控除すべきではないという理論は、事業や投資における危険負担についての意思決定

の中立性の観点から合理的であるといえ、雑所得の計算上生じたマイナスの損失は、消費であるとの結論に帰着する¹⁹。

しかし、この理論は以下の 2 点で論理的に無理があると思われる。

第一に、仮に雑所得が危険負担を生じない所得であるとするならば、そこから生じたコスト²⁰を収入金額から控除する必要はなく、その反面として所得に課税をする必要もないということなる。すなわち、岡村教授の「事業や投資に関係のない損失、および危険負担のない損失は控除すべきではない」という理論は、必要経費においてもそれらが含まれている可能性が高く、必要経費の控除を認める必要性がないということになる。そうであるからといって、雑所得の支出部分である必要経費を認めず、しかし雑所得の所得が生じた場合に課税することは、課税と控除のバランスを欠いているといえよう。

第二に、仮に雑所得の損失において、そのような損失が雑所得に含まれているとしても、収入金額までの必要経費が投下資本の回収部分であり、それを超えた部分（＝損失）が消費であるという金額の明確な分け方が容易にできるわけではない。つまり、雑所得の収入金額を超過したマイナスの損失が消費であるとの根拠づけは困難であり、それとの反面で収入金額を得るために必要な支出が収入金額内であるとの立証もなされない。したがって、雑所得の支出について、収入を得るために要した支出が必要経費で、超過した金額が消費であるとの立証は不可能である。なお、この考え方は、雑所得の支出について家事関連費的な支出のみを強調し、ことさらに損益通算の対象所得から除外しようとしているように思われる。しかしながら、雑所得は必ずしも家事関連費的な資産から生じるものだけではない。そうすると必然的に家事関連費的な支出のみ限られないということになる。

筆者は、雑所得は分類された各種所得を形成するひとつの所得であると位置づけた。その上で、雑所得と各種所得の関係について、雑所得から発生源泉および性質が確定したものが各種所得として分類されるため、雑所得の支出側面は、必ずしも趣味または娯楽的な要素のみを含む所得に限られない²¹とした。業務用資産が事業用資産を侵食していることから考えると、雑所得には趣味娯楽用の生活用資産と業務用資産が混在し、それらの資産から生じた損失は分類されるべきではないかということになる。

これまで雑所得が、ホビーロス²²および生活用資

産から生じた所得が含まれていることを理由に損益通算の対象所得から除外されてきたことを考慮すると、雑所得のマイナスの損失をすべて損益通算の対象とすることが妥当か否かについては疑問が残ろう。ただし、ホビースや生活用資産から生じた損失を控除するために、控除されるべき損失が控除されていない現状を鑑みると改正の余地があると思われる。したがって、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額から控除するために生じた損失の精緻化を行ない、損益通算によって他のプラスの所得と通算することができる支出とそうでない支出に分類すべきである²³。

なお、雑所得の損失についてまず明らかにしておかなければならないことは、雑所得の必要経費と業務用資産の損失は性質が異なるということである。現行規定上は、雑所得の必要経費は、所法 35 条 2 項において規定しており、それはマイナスの損失金額を発生させるものである。業務用資産の損失は、所法 51 条 4 項に規定されていることから、雑所得の必要経費のそれと性質を異にすると考えられる。したがって、雑所得の「損失」には、雑所得のマイナスの損失と業務用資産の損失の 2 つが存在することになる。

3-3 雑所得の立法論的検討（提案 1）

所法 51 条 4 項は、雑所得を生ずべき業務の用に供され、またはこれらの所得の基因となる資産の損失の金額は、雑所得の金額を限度としている。そのため、仮に業務用資産の損失の金額が、収入金額を超過して生じたとしても、超過した部分は、雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。それはつまり、業務用資産の損失は、収入金額を限度として認められているに過ぎない。

業務用資産は、事業の規模、資本金および取引回数などから事業用資産と区別されるが、所得を稼得するという点においては事業と類似する点を有する。むしろ、業務用資産には趣味に係る資産も含まれており、これらが混在する点で所法 51 条 4 項は、収入金額を限度としてその損失を必要経費に算入することを認めている²⁴。

そこでまず、業務用資産を趣味に係る資産と事業類似に係る資産に分類し、事業類似にかかる資産は、事業の規模等の違いはあるものの、所得を稼得するという点については事業用資産と変わらないことから、事業類似に係る資産損失を控除するために、以下のような立法提案を行った。すなわち、事業類似の資産損失が収入金額を超過して生じるためには、法 51 条 4 項

の改正が必要となる。そこで、所法 51 条 4 項を改正して所法 51 条 1 項に部分的に統合することを検討してみよう。

事業類似にかかる業務用資産は、事業の規模の違いがあるとはいえ、事業用資産と変わらないことから、それを事業用資産に統合するものである。ただし、趣味に係る資産損失が混入することを避けるために、趣味に係る資産損失は家事関連費的な要素を含む業務用資産として、所法 51 条 4 項に残すこととする。すなわち、雑所得の中でも趣味に係る所得と事業類似の所得との違いは、相当程度収入を得ているか、またその本業でなくとも副業としてある程度、計画性、事業性、および継続性が備わっているならば、事業用資産の損失と同様の扱いをするべきである²⁵。

そうすると、業務用資産の損失の中でも事業類似に係る損失については、業務用資産ではなく事業用資産の損失として控除されることとなる。したがって条文で示すと、所法 51 条 1 項は以下になるだろう。

「居住者の営む不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（同条 4 項を除外する）を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失その他の事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得（同条 4 項を除外する）の計算上、必要経費に算入する。（傍点、越智）」

また所法 51 条 4 項は、事業類似にかかる資産損失を除外し、趣味に係る資産損失のみとすることから「居住者の不動産所得若しくは雑所得（同条 1 項の雑所得を除外する）を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（同条 1 項の雑所得を除外する）を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（同条 1 項の雑所得を除外する）の計算上、必要経費に算入する。（傍点、越智）」という条文の明記となるだろう。

所法 51 条 4 項に所法 51 条 1 項の雑所得を除外すると明記することにより、趣味に係る資産損失および事業類似に係る資産損失が分類されることになる。

このことによる第一のメリットは、趣味に係る資産損失を新しい所法 51 条 4 項で制限することができることである。趣味に係る資産損失は、家事費的な要素を含んでいることから、生じたマイナスの損失を他の

所得と損益通算することは、所得計算に家事費が混入することとなり、正確な所得計算を歪めてしまうおそれがある。そのため損益通算の事前段階で、損失控除を否定しておくことによって、趣味に係る資産損失が所得計算に算入することを防ぐものである²⁶。

第二のメリットは、趣味に係る必要経費を損益通算において、他の所得金額から控除することができないようにし、2段階に分けて趣味に係る必要経費および資産損失を制限するのである。

ただしここでの問題は、趣味に係る必要経費と事業類似に係るそれを個別に認定しなければならないことである。雑所得には趣味に係る必要経費と事業類似に係る必要経費が混在することから、そのボーダーラインは曖昧である。それゆえに、趣味用の必要経費が事業類似に混入するおそれがある²⁷。

上記の立法論的検討は、雑所得の支出を必要経費と資産損失に分類し、趣味に係る資産損失をまず所法51条4項で控除制限し、その上で趣味に係る必要経費は、消費活動に係る支出であることから、所法69条1項で損益通算をすることができないとするものである。つまり、損益通算をすることができる雑所得の支出側面は、事業類似の必要経費および所法51条1項に統合された事業用資産に係る資産損失であり、趣味に係る必要経費および資産損失を2段階に分けて所得計算から除外していることになる。

3-4 雑所得の立法論的検討（提案2）

さて、上記に提案した趣味にかかる資産損失の切り離しは、収入金額を限度として認め、事業類似に係る資産損失は事業用資産に含め、その損失の全額を控除できるとした。ただしこの提案は、2段階にわけて所得計算から除外していることにより、資産損失の条文において、現行法よりもさらに複雑なものとなることは否めない。また、趣味に係る資産損失を事業類似の収入から控除することとなり、消費活動上の支出が所得稼得活動から控除されることとなる。そこで、上記の立法提案のほかに、趣味に係る必要経費および資産損失を一度に所得計算で排除することも可能であると考えられる。

事業用資産および業務用資産は類似する点が多くみられ、差異を設ける合理性がない²⁸ことから、業務用資産を事業用資産に含め、その資産損失を所法51条1項に統合するというものである。

これを条文で示すと、所法51条1項および所法51条4項は以下のようになり、所法51条4項から雑所

得の金額を削除して、所法51条1項に統合されよう。

「居住者の営む不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失その他の事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。(51条1項)（傍点、越智）」

「居住者の不動産所得若しくは雑所得（除外）を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額は、それぞれ、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（除外）を限度として、当該年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（除外）の計算上、必要経費に算入する。(51条4項)（傍点、越智）」²⁹

これにより、仮に趣味に係る必要経費および資産損失が生じたとしても、損益通算で制限されることになるため、上述の立法提案と比較すると損益通算の段階で雑所得の計算上、生じた控除されるべき支出とそうでない支出を区分することができよう³⁰。

4 結語

4-1 新しい損益通算制度の枠組み

以上の検討結果として、損益通算が分類所得税および総合所得税をつなぐツールであることから、特に雑所得のマイナスの損失を他のプラスの所得から控除することができるように立法的改正を行ったことは意義があることといえよう³¹。

これまで現行の損益通算制度を性質の異なる担税力（担税力の質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさ）の調整役として制度化するためには、損益通算を構成する課税側面および控除側面について論じる必要があった。

本論文においては、雑所得に問題があることが明らかとなり、これについては先に述べたとおりである。ただし、雑所得の立法的措置を行うだけでは抜本的な損益通算制度の改正とはならない。確かに、雑所得は包括的所得の母体であり、性質および源泉が特定されるものが各種所得に分類されたことを鑑みると、雑所得は基本的にマイナスの損失を生じる可能性があると考えられ、このことから、雑所得から分離した所得のすべてがマイナスの損失を生ずる可能性があると考えられることもできよう³²。

本論文の提唱する新しい損益通算制度は、担税力の

質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさという2つの相反する担税力を調整するための制度であり、そのためには、総合所得税の発想に基づく雑所得のマイナスの損失を控除することが不可欠であった。そこで、雑所得の計算上生じたマイナスの損失を、損益通算の対象所得とし、他のプラスの所得から控除することができる損益通算が、現行の所得税制度において、2つの担税力を同時に達成できる制度であるといえよう。むしろ、雑所得がすべての所得のベースであるとはいえず、雑所得から生じたマイナスの損失をすべて無条件に控除するというものではない³³。それゆえに、雑所得のマイナスの損失を精査し、他の所得金額と通算可能なマイナスの損失とそうでないマイナスの損失に区別する必要がある。なぜなら、雑所得には種々雑多な所得が含まれており、雑所得のマイナスの損失金額を一律に損益通算の対象所得として他の所得から控除することは望ましくないからである。

田中教授は「総合所得税と分類所得税との関係については、わが国が原則として総合所得税を採用しているという現実から出発する必要がある。³⁴」として、所得類型が、原則、総合所得税であることを述べておられる。しかし、現行の所得税制度は、分類所得税の要素も残していることから、実質上所得は発生源泉別に分類され、そこに担税力の質的差異が多分に考慮されていることに注意する必要がある。

わが国の所得税制度は、所得を把握する最初の段階における尺度として、分類所得税を採用し、所得の発生源泉に担税力の質的差異を考慮している。そして、最終的に各種所得の金額をまとめ、総合たらしめることにより、それまでの担税力の質的差異に加え、源泉を考慮しない担税力の大きさを求めているのである。

なお、田中教授は「所得の質と量の側面から課税の公平を実現する限りにおいて、総合所得税と分類所得税とは相互に補完する関係に立つことがありうる。³⁵」として、分類所得税が総合所得税の補完的な役割を示していることを述べておられるが、筆者は補完的というより、むしろこの相反する所得類型が両立している制度こそがわが国の所得税制度の特徴であると思われる。そしてこの所得類型を両立するために損益通算が必要不可欠なのである。このことは、源泉別あるいは性質別に分類された所得の担税力の質的差異を損益通算でまとめ、源泉を考慮しない担税力の大きさを求めることである。この結果、算出された所得金額は担税力の質的差異、および源泉を考慮しない担税力の大きさを同時に達成できることとなる。

これまで損益通算の対象所得が限定的であったこと、それ以前に所得が発生源泉別あるいは性質別に分類されていたことに鑑みると、多分に分類所得税に傾斜した制度であったといえる^{36 37}。

本論文では、すべての所得を損益通算の対象所得としながら、とりわけ、雑所得のマイナスの損失を他のプラスの所得と通算することにより、担税力の質的差異に加えて、源泉を考慮しない担税力の大きさを実現した³⁸。ただし、雑所得においては、その範囲内でのみ控除できる損失（＝生活用資産の損失）と損益通算できるマイナスの損失に精緻化を行ない、担税力の質的差異をより緻密に体现することができたと思われる。

4-2 制度としての機能論と評価

現行の所得税は、所得税算出の流れにおいて、損益通算という技術的ツールを用いて、生じたマイナスの損失金額を他の所得金額から控除する仕組みを制度の中に構築している。それにも関わらず、現行の損益通算は、その控除範囲および金額を制限しており、実質上、機能不全となっている。それはこれまでの損益通算の尺度が、租税回避の防止規制という観点からのものであったためである³⁹。それゆえに、わが国の所得税制度は、課税側面は総合所得税でありながら、控除側面は分類所得税という歪んだ制度になっているといえる。

損益通算が、分類された所得をまとめて総合所得税へ移行する重要な役割を担っているだけに、各種所得間の損益通算を否認することは、損益通算の役割を行っていないことに加えて、所得類型に多大な歪みをもたらすことになり、分類所得税および総合所得税が両立するわが国の制度の根幹を崩すものであるといえよう。

なお、新しい損益通算制度を考える上で、実質上、機能する損益通算制度の構築に加えて、異なる2つの担税力を同時に達成しなければならない⁴⁰。雑所得のマイナスの損失の精緻化を行い、損益通算で他のプラスの所得から控除することができるよう立法改正したことにより、控除されない雑所得の支出のフィルターの役割を行い、現行制度よりも、より機能的かつ実効的になり、双方の所得類型の融合と異なる担税力の調整を図ることができたものと思われる。

本論文は、損益通算に源泉を考慮しない担税力の大きさを求める制度として、他方で、担税力の質的差異を求める制度として考察し、限りなく双方の利点を生かし所得類型をつなぐため、雑所得のマイナスの損失を他のプラスの所得と通算することができる新しい損

益通算制度の枠組みを構築したものである。このことは、所得税制度において、損益通算が基幹的な存在であり、この制度なくして現行所得税制度は成立し得ないことを示唆している。

これまで多くの租税法学者の主な研究対象は、損失の実体法であった。本論文では、それを損失の手法である損益通算に焦点を当て、形骸化された損益通算に理論のみならず、実質的な機能をもたせたところにその意義が見出せよう。

以上

- 1 損益通算は、昭和 22 年の税制改正においてはじめてその規定が設けられた。昭和 22 年は所得税制度が分類所得税から総合所得税に変換した年であり、わが国の所得税制度にとって重要な転換期を迎えた年である。明治 22 年に所得税が創設され、当時は総合所得税に立脚していた。その後昭和 15 年に、分類所得税と総合所得税との二本建てになった。しかし、昭和 22 年に分類所得税が廃止され、再び総合所得税一本となり、従来の所得税の改正が行われ、それに伴って損益通算の規定が設けられた。そして昭和 25 年、シャープ勧告によって、損益通算の方法の改正が行われた。その後、損益通算の順序に関する規定（施行令 198 条）、損益通算の合理化（昭和 36 年）を経て、昭和 40 年に現在の損益通算の枠組みができあがった。このように、損益通算制度の歴史的変遷は、所得税の類型を視野に入れた改正であった。
- 2 金子教授は、所得税の類型において、
「所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の 10 種類に分類している。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税のひとつの名残であるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといつてよい。」
として、現行制度について、分類所得税の名残と述べておられる（金子宏『租税法』177 頁（弘文堂、第 16 版、2011））。
- 3 藤田教授は、各種所得の課税方法（分離課税および総合課税）の観点から、わが国の所得税は、総合所得税と分類所得税を組み合わせたハイブリッ

ド・タックスであるとしている。（藤田晴『所得税の基礎理論』38 頁（中央経済社、1992））。

- 4 この点につき、田中教授は「所得の分類が、各種所得の違いを際立たせるものであるのに対し、総合課税はその違いを消してしまうという点で、両者の考え方は対照的といつてよいかもしれない」と述べておられる（田中治「総合所得税と分類所得税」『税研』20 巻 4 号 27 頁（2005））。
- 5 野水鶴雄「損益通算と損失の繰越控除」『税経通信』23 巻 3 号 131 頁（1967）。
- 6 だからといって、総合所得税が否定されるわけでも、分類所得税が否定されるわけでもない。損益通算が両制度をつなぐ役割を果たし、所得税の基幹部分を支えている。なお、分類された所得の統合は、担税力の質的差異を残しつつ、より顕著に租税制度に投影しているといえる。
- 7 損益通算において、プラスの所得の金額から他の所得のマイナスの損失金額を控除するが、損失の金額が生じる、換言すれば、所得計算において、マイナスの損失が算出される計算方法になっている所得の種類は限られている。また仮にマイナスの損失金額が生じたとしても、損益通算で他の所得の金額から控除されるマイナスの損失もまた限られている。さらに、場合によっては、損益通算で控除できる所得またはマイナスの損失の金額が制限されており、その規定は複雑である。

代表的な例としては雑所得の損失があげられる。雑所得は所得計算上、マイナス（総収入金額－必要経費）の損失金額が算出された場合、その超えた部分の金額についてはなかったものとして、控除されない。

- 8 マイナスの損失が生じないと考えられる所得は、以下のような所得の性質と計算方法による。

第一に、所得の種類によっては、必要経費が存在しないことが挙げられる。特に利子所得は、金融機関に預けることにより発生するものであるから、それを得るための支出は不要であるという考え方による。そのため、利子等の収入金額がそのまま利子所得となる。したがって、現行法において、利子所得にマイナスの損失が生じない。

第二に、政策上の観点から、あるいは必要経費の性質上、概算経費を採用している場合である。給与所得は、給与所得者の必要経費が家事費との区別が困難なことから、給与所得控除として、その経費を概算で給与所得から控除することとして

- いる。給与所得控除は、給与収入の金額によってその金額が定められており、給与収入の金額を超えることはない。また退職所得は、退職金が給与の一部一括後払いであること、また老後の生活の糧となることから、退職所得控除として、勤続年数に応じた控除がなされる。
- 9 『大阪樟蔭女子大学論集』第47号153-166頁(2010)。
- 10 『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第1号156-170頁(2011)。
- 11 そもそも所得の性質上あるいは解釈上、マイナスの損失金額が生じない所得があり、それらの所得については、所得の解釈および計算規定の解釈論および立法論によって改正される場合があるものの、現行においては、結局マイナスの損失金額を生じることなく、したがって、他の所得金額から控除することができない。現行法上、マイナスの損失が生じないと考えられている所得は、給与所得、退職所得、利子所得、および配当所得であり、これらの所得については議論の余地がある。これらの所得の計算方法が改正された場合を想定して、すべての所得を損益通算の対象とするということも考えられよう。
- 12 現行法では、マイナスの損失金額を生じさせない分類された所得もあるが、これは必ずしもマイナスの損失金額が生じない所得の性質ということではない。現行法上、マイナスの損失金額が発生しない計算規定となっている所得は、それを生じさせることに問題があるので、マイナスの損失金額が生じないということに過ぎない。
- むろん、現行法上、雑所得を除くマイナスの損失金額が発生しない所得の計算規定についても、今後改正する余地は十分にある。
- 13 損益通算はプラスの所得金額からマイナスの損失金額を相殺し、ひとつの所得金額を算出することにあるから、本来はすべてのマイナス金額をプラスの所得金額から控除すべきである。ところが、現行法は必ずしもそうではなく、損益通算の対象所得を限定している。
- とりわけ雑所得は、包括的所得の役割をすることから、雑所得を損益通算の対象所得とすることによって、實際上、わが国の所得税制度は総合所得税に近づくこととなる。
- 14 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』227頁(弘文堂、第3版、2010)。
- 15 高倉明「損益通算制度について―タックス・シェルターへの対応を含めて―」『税大論叢』52巻204頁(税務大学校、2006)。
- 16 高倉氏は、
- 「損益通算制度の変遷をみると、配当所得に係る損失は租税回避の手段となる危険性が高いこと、生活に通常必要でない資産に係る所得及び雑所得(土地等、株式等の譲渡及び先物取引に係る雑所得を除く。)の損失は所得の処分的性格又は家事上の費用であること、株式等、土地等の譲渡所得等と先物取引に係る所得については、特別措置による分離課税とされたことに伴うものであることから、これらの損益通算の制限は、担税力を算出する過程において要請される計算技術上の措置又は政策上の要請に伴ってなされた措置と評価することができる。」
- として、現行制度を高く評価しておられる(高倉・前掲注(15)205頁)。
- 17 なお、本論文が目的とするところは、損益通算が、分類所得税および総合所得税の調整役としての機能を果たすことにあるから、分類所得税のメリットを完全に消滅させ、総合所得税に近づけることではない。
- 雑所得のマイナスの損失金額を損益通算を用いて、他の所得金額と相殺することによって、分類所得税に傾向しているわが国の所得税制度を、総合所得税に近づけるのである。
- 18 岡村忠生「所得分類論」『所得税の理論と課題』63頁(税務経理協会、二訂版、2001)。
- 19 なお、収入金額から必要経費を差し引いて算出されたマイナスの損失金額が「消費」であると解釈するために、またマイナスの損失金額が算出されたとしても、それを「消費」として、他の所得金額から相殺しないために、所得税法では別途規定を設けている(所法51条4項)。
- 20 ここでのコストとは、危険負担を生じない所得を獲得するために要した必要経費の金額のことである。したがって、収入金額を超えた部分のコスト金額を指しているのではない。
- 21 ただし、譲渡所得又は雑所得の計算上生じた損失のうちの競走馬の譲渡又は保有に係る所得の計算上の損失については、その競走馬の譲渡による損失は雑所得のうちの競走馬の賞金等の競走馬の保有による所得からその所得の限度内で控除し、また、競走馬の保有による損失は譲渡所得のうちの

競走馬の譲渡による所得からその所得の範囲で控除することができると思う。

したがって、例外的に雑所得の損失が損益通算できることとなっているが、しかしこれは同種の趣味、娯楽から生じた所得は、その所得の分類が異なるからとして損益通算を認めないのは過酷にすぎるとの政策上の理由から設けられたものであり、雑所得の解釈上、理論的に導き出されたものではない。

(柿谷昭男「所得税法関係の改正について」『税務弘報』12巻6号28頁(1964))。

- 22 ホビーロスとは、アメリカでは、個人の趣味を兼ねた農園から生じた損失などのことを指し、他の所得から控除できない。

「…アメリカでは、ホビーファーミングと称して、個人の趣味を兼ねた農園に金を注ぎ込んで損を出しても、ほかの所得と通算できない。スポーツ、ホビー(道楽)、レクリエーションにかかる所得の赤字は他の所得から控除できないという規定がありますが、それと軌を一にするものです。」(塩崎潤ほか『所得税の論理』126頁(税務経理協会、1969))。

- 23 現行の雑所得は、ホビーロスおよび生活用資産のほかに業務用資産など、種々雑多な所得が含まれているが、現行法ではそれらを精緻化していない。そのため、所得の稼得活動における雑所得の損失まで、ホビーロス等と同様に把握されている。

- 24 田中教授は、「資産損失の制度のもとでは、個人が有する資産が、どのように、どの程度、所得の創出に寄与しているかによって、必要経費への算入の可否およびその程度が左右される、とによってよいであろう。」として、所得の稼得への寄与度によって支出控除も決せられるとしている(田中・前掲注(4)75頁)。

- 25 「なお、事業所得(所得税法27条1項)における各事例の判決は、概ね「自己の計算と危険において独立的に営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得で一致している。」(拙稿、「民法上の組合の組合員が受ける収入の所得分類ーりんご生産組合事件を中心としてー」『徳島文理大学研究紀要』66号121頁(2003))。

- 26 所法51条4項という業務用資産は、所得を生じない生活用資産と区別し、所得計算から、生活用資産の損失を排除するという目的のもとに、損失

控除の制限が設けられている。これは業務用資産が事業用資産と生活用資産の中間的性格を有していることを配慮したためであるが、生活用資産損失は雑損控除で控除される。

生活用資産は消費活動上の資産であり、所得を生み出す基因とならないから、所得を生み出す所得稼得活動上の資産に係る支出と異なり、その損失を所得計算上考慮する必要がない。ただし、現行所得税は、生活用資産の損失について、一元的に考慮しないのではなく、生活用資産の損失について、一定の要件を満たす場合に限り控除を認めている。

- 27 雑所得は、所得の稼得活動上の事業用資産と消費活動上の生活用資産が混在する、あるいはその区別が困難な資産の上に形成される所得であり、それゆえに、事業類似に係る所得と趣味に係る所得との明確な区別が困難な所得である。しかも、この2つは任意に転換し得る可能性もないわけではない。ここでは、雑所得を、より事業に近い事業類似に係る所得と生活用資産に近い趣味に係る所得に分類したが、これは色で例えるならば、黒に近いグレーと、白に近いグレーにということになる。

- 28 この点につき、三木教授は、

「…、業務用資産が事業用資産と生活用資産の中間的性格を有していることを考慮したためと思われるが、たとえば不動産所得の基因となっている資産の損失の場合、当該不動産貸付業が事業といえる場合とそうでない場合とでこのような差異を設けることがはたしてどれだけ合理性を有するか疑問が残るように思われる。」

と述べておられる(三木義一「資産損失」北野弘久編『判例研究 日本税法体系 3』51頁(学陽書房、1980))。

また、田中教授も、「…、業務用資産の損失と事業用固定資産の損失との均衡であろう。事業の規模に違いがあるとはいえ、所得を稼得するという点において、事業用固定資産と業務用資産との間に本質的な差異はない、といわざるをえないであろう。」(田中・前掲注(4)82頁)と同様の意見を述べておられる。

- 29 なお、所法51条4項から、雑所得を除外(削除)することによって、不動産所得の金額のみが残されることとなる。ただし、不動産所得についても、事業所得との差異を設けることの合理性、妥当性

- について疑問が残る。この点についても、個別論点として、今後さらに研究を深める必要がある。
- 30 ただし、趣味に係る資産と事業用資産の線引きが困難であるという問題点は残ろう。なお、業務用資産を事業用資産に統合したことにより、その中間的性質、とりわけ生活用資産の要素（白に近いグレー）までもが、事業用資産の必要経費として混入する可能性がないわけではない。その意味で、現行所得税は、事業所得とは別に業務用資産を設け、その両方の性質を有していることを認識したうえで、業務用資産の損失の控除方法について、所得計算と所得控除の選択制を認めていると考えることができよう（所得税法基本通達 72-1）。ただし、このことは個人の納税義務者に有利な租税回避を招く結果となるし、また混乱を招く恐れもあるため、妥当な措置とはいえない。
- 31 むろん、損益通算の対象所得において、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額から控除できることのみが、損益通算の機能を回復させることになるのではないことを付言しておく。
- 32 なお、給与所得および退職所得については、そもそも経費の必要性がないとの意見もある。人的要素が強いこれらの所得は、その必要経費の範囲が不明確であること、ならびに必要経費との区別が不明確であること、そして当該収入との関連性が不明確であることなどが挙げられる。（田中治「給与所得課税の論点」『税研』79号47頁（日本税務研究センター、1998））。
- 33 周知のとおり、雑所得の必要経費の支出内容には家事関連費的な支出が多いこと、必要経費が収入を上回る場合があまり考えられないからである。ただしこれは、雑所得の支出側面からの考え方であり、課税側面においては、他の所得分類に該当しない所得を広く受け止めている（武田昌監修『DHC コメントール所得税法 [3]』2674頁（第一法規出版、加除式））。
- このように、雑所得は課税側面においては、幅広く所得として認識しているが、他方で控除側面は、家事関連費的な支出が多いというところに着目し、必要経費の控除額を制限しているため、課税側面と控除側面のバランスを欠いている。とりわけ、控除側面については、本来収入金額を超えて生じるマイナスの損失金額は一律に家事関連費的な支出として控除されないという極めて大雑把なくくりとなっていることが問題点としてあげられよう。
- 34 田中・前掲注（4）31頁。
- 35 田中・前掲注（4）31-32頁。
- 36 なお、現行制度が分類所得税に偏っていたことにつき、これを完全に否定できないことに注意する必要がある。
- なぜなら、従来の細分化された所得分類と損益通算の仕組みは、実現原則の下で生じ得るチェリー・ピッキングに有効に対処してきたと考えられるからである（吉村政穂「金融所得課税の一体化」『租税法の基本問題』351頁（有斐閣、2007））。
- したがって、現行の損益通算の仕組みは、必ずしも不備が多く、まったく機能をしていないというわけではない。とりわけ租税回避を防止するための制度としては有効であったといえよう。
- 37 増井教授は、
- 「もっとも、現行所得税法には、分類所得税の要素が色濃く残っている。そもそも、各種所得ごとに所得の金額を計算するところからして（所税21条1項1号）、分類所得税的である。…、所得税法自体が、総合所得税と分類所得税を併有している。租税特別措置法を含めてみた所得税の現実の姿は、むしろ分離課税に彩られているとってよい。」
- として、わが国の所得税が分類所得税に重心があることを示唆しておられる。（「[所得税4] 所得税法のしくみ」『法学教室』361号112-113頁（2010））。
- 38 仮に、雑所得のマイナス金額が生じた場合、それを他の所得金額から控除する（損益通算する）ことにより、これまでの損益通算と比較して、課税標準算出額は実質上減額となる。
- しかしながら、このことこそが源泉を考慮しない担税力の大きさの実現にほかならない。
- 39 それは損益通算が創設された昭和22年から現在に至るまでの沿革を見ても明らかであり、とりわけ、雑所得を損益通算の対象所得から除外したこと、損益通算の対象所得以外は、基本的にマイナスの損失金額が発生しない計算規定になっていることなどが挙げられる。
- 40 井手教授は、
- 「今日、所得税の不公平性が指摘され、公平化のためのいろいろの提言がなされているが、それは、総合所得税としての所得税の公平化を目的としている。だが、仮に総合所得税の公平

化が実現したとしても、所得の質的視点からの公平化を欠除しては、所得税の真の公平化は実現しないであろう。その際、分類所得税の導入問題について検討する必要があるはしないか。」

として、分類所得税の必要性を述べておられる（井手文雄「分類所得税と総合所得税」『税理』28巻15号187頁（1985））。

つまり、このことは、所得税の真の公平性には、総合所得税のみでは実現不可能であることを示しておられる。

The Theoretical Examination for Section 69 of Income Tax Law and Reconstitution of the Institution in an Aggregation of Oprofit and Loss

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning
Saori OCHI

Abstract

The purpose of this paper is to its attention is paid malfunction, and to advocate the new framework of the aggregation of profit and loss to problem solve imposition of income and credit of expenditure.

Federal income tax is indispensable the aggregation of profit and loss for combine use two income type that classified income tax and consolidated income tax.

Nevertheless, current aggregation of profit and loss is emasculation.

Also, this paper proposes legislation revision to compensate from profit of another income to loss of miscellaneous income as reconstitution.

Keywords: aggregation of profit and loss, type of income, income tax, allowance, miscellaneous income